

消除予定添加物名簿（案）について

平成 22 年 3 月 5 日

既存添加物については、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）により、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認められる場合、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、本消除規定に基づき、これまでに 70 品目を消除している。

この消除規定に基づく消除予定添加物名簿の公示に先立ち、昨年、添加物としての販売等が確認できなかった既存添加物 125 品目について、販売等の実態調査を行った。

調査の結果を踏まえ、別添 1 のとおり、消除予定添加物名簿（案）をまとめたので報告する。

○消除予定添加物名簿への収載対象とした品目（消除対象候補とする品目）

- a) 日本国内において流通実態が確認できなかった品目
- b) 日本国内において流通実態はあるが、添加物用途での使用が確認できなかった品目
- c) 消除の申出があった品目（カテキン、カニ色素、コーパル樹脂、スフィンゴ脂質（ウシの脳）、ダンマル樹脂）

○今後の作業

- ・平成 22 年 3 月～4 月を目処に消除予定添加物名簿を公示し、6 ヶ月の申出手続き（法定）及び WTO 通報を開始する。

消除予定添加物名簿(案)

番号	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	021	アラビノガラクトン	
3	023	アルカネット色素	
4	028	アロエベラ抽出物	
5	037	イモカロテン	
6	044	エゴノキ抽出物	
7	046	エラグ酸	
8	049	オキアミ色素	
9	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
10	054	オリゴグルコサミン	
11	061	カカオ炭末色素	
12	065	ガストリックムチン	
13	070	カテキン	
14	072	カニ色素	
15	094	キダチアロエ抽出物	
16	100	キハダ抽出物	
17	113	グッタハンカン	
18	116	グリーンタフ	
19	133	クワ抽出物	
20	136	ゲンチアナ抽出物	
21	140	酵素処理カンゾウ	
22	141	酵素処理チャ抽出物	
23	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
24	155	コーバル樹脂	
25	156	コバルト	
26	160	ゴム分解樹脂	
27	162	コメヌカ酵素分解物	
28	165	ササ色素	
29	166	サトウキビロウ	
30	171	サンダラック樹脂	
31	180	シコン色素	
32	185	ジャマイカカussia抽出物	
33	187	焼成カルシウム	うに殻
34	193	スクレロガム	
35	197	スフィンゴ脂質	ウシの脳
36	203	セサモリン	
37	205	セスパニアガム	
38	212	ソルバ	
39	213	ソルビンハ	
40	214	L-ソルボース	
41	226	タンニン(抽出物)	クリの渋皮 タマリンドの種子
42	227	ダンマル樹脂	
43	231	チャ種子サポニン	
44	233	チルテ	
45	235	ツヌー	
46	238	低分子ゴム	
47	244	電気石	
48	248	動物性ステロール	
49	249	ドクダミ抽出物	
50	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
51	268	ニガキ抽出物	
52	269	ニガーグッタ	
53	270	ニガヨモギ抽出物	
54	271	ニストース	

番号	既存添加物番号	名 称	詳 細
5 5	273	ニューコウ	
5 6	275	ニンニク抽出物	
5 7	281	パフィア抽出物	
5 8	288	ヒキオコシ抽出物	
5 9	295	ヒメマツタケ抽出物	
6 0	296	ピメンタ抽出物	
6 1	331	ヘスペレチン	
6 2	335	ベニノキ末色素	
6 3	338	ベネズエラチクル	
6 4	339	ペパー抽出物	
6 5	348	ホウセンカ抽出物	
6 6	349	ホコッシ抽出物	
6 7	359	マッサランドバチョコレート	
6 8	360	マッサランドババラタ	
6 9	372	メチルチオアデノシン	
7 0	377	モウソウチク炭抽出物	
7 1	385	モリン	
7 2	386	モンタンロウ	
7 3	388	油煙色素	
7 4	389	ユーカリ葉抽出物	
7 5	405	リンターセルローズ	
7 6	410	レッチュデバカ	
7 7	411	レバン	
7 8	412	レモン果皮抽出物	
7 9	416	ロシディンハ	
8 0	419	ワサビ抽出物	

使用実態のない既存添加物の消除の流れについて

別添2

